

改正案	現行
<p>（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〜八（略）</p> <p>八の二 申請者等が移動受信地上基幹放送の業務を行う者である場合において当該申請者が地上基幹放送の業務を行う場合</p> <p>九〜十一（略）</p> <p>二〜四（略）</p> <p>（移動受信地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第四条の二 申請者のうち移動受信地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請者等が移動受信地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。）の合計が十三を超えない場合</p> <p>二 基幹放送の普及等のため特に必要であると認める場合 （支配関係に該当する議決権の占める割合）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p>	<p>（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）</p> <p>第三条 申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九〜十一（略）</p> <p>二〜四（略）</p> <p>（支配関係に該当する議決権の占める割合）</p> <p>第八条 法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三三とする。</p> <p>一 申請者が法第九十三条第二項第四号ロ又はハに掲げる者である場合であつて、その申請に係る地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と、自己に</p>

- 一 衛星基幹放送の業務を行おうとする者又は衛星基幹放送事業者の議決権を有する場合
- 二 ~~移動受信地上基幹放送の業務を行おうとする者又は移動受信地上基幹放送事業者の議決権を有する場合~~

属する他の地上基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しない場合

- 一 衛星基幹放送の業務を行おうとする者又は衛星基幹放送事業者の議決権を有する場合

(支配関係に該当する役員<sup>の</sup>地位を兼ねる者の割合)

第九条 法第九十二条第三項第三号の総務省令で定める割合は、五分の一とする。